

岩手県告示第611号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年10月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
こずかた薬局やはば店	紫波郡矢巾町大字南矢幅第9地割字田中195番地	令和7年9月1日
飯島医院	滝沢市鵜飼狐洞1番地307	令和7年10月1日
にのへ駅前脳神経外科クリニック	二戸市石切所字枋ノ木17番地1	〃
エムツー調剤薬局二戸駅前店	二戸市石切所字枋ノ木17番地4	〃